

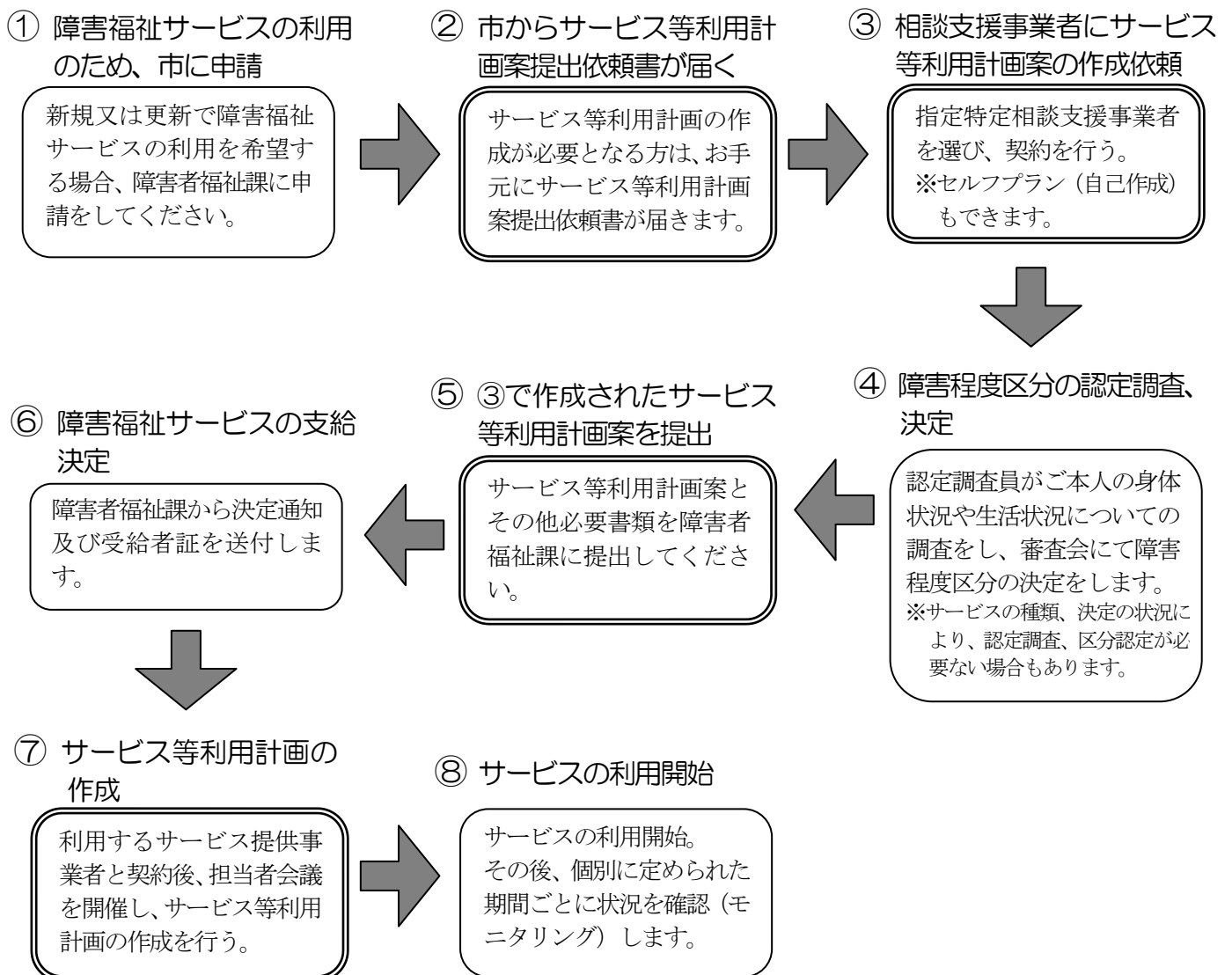
サービス等利用計画について

平成24年4月より、障害福祉サービス（介護給付費・訓練等給付費・地域相談支援給付費の対象となるサービス）を利用する方に対して、サービス等利用計画が必要となりました。

平成27年3月末までに原則障害福祉サービスを利用するすべての方が対象となりますが、作成をする指定特定相談支援事業者の整備等が必要となってくるため、今後段階的に対象者の拡大を図っていきます。

障害福祉サービスの申請後に、サービス等利用計画案提出依頼書が届きましたら、次の手順に従って進めてください。

～ サービス利用（サービス等利用計画作成を含む）の流れ ～



サービス等利用計画とは？

ケアマネジメント手法を活用し、障害者のニーズや置かれている状況を勘案して、福祉、保健、医療、教育、就労、住宅等の総合的な視点から、地域での自立した生活を支えるために作成するものです。

作成を依頼する指定特定相談支援事業者は？

各市町村で特定相談支援事業者として指定を受けた事業者となり、そこには相談及び計画の作成を行う相談支援専門員がいます。

埼玉県指定特定相談支援事業者については、埼玉県のホームページより指定状況をご覧いただくか、障害者福祉課にご相談ください。

問い合わせ窓口

川越市障害者福祉課福祉サービス担当

〒350-8601 川越市元町1-3-1

電話 049-224-5785

FAX 049-225-3033

E-mail shogaisha@city.kawagoe.saitama.jp

<http://city.kawagoe.saitama.jp>

時間 月曜日から金曜日 8:30~17:00